

(設置)

第1条 市民及び観光客が集う憩いの場を提供し、温泉地の賑わいを創出するため、総湯公園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 総湯公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 加賀片山津温泉総湯公園

位置 加賀片山津温泉乙65番地2

(施設)

第3条 加賀片山津温泉総湯公園(以下「総湯公園」という。)に、次に掲げる施設を置く。

(1) 加賀片山津温泉総湯

(2) 親水広場

(指定管理者による管理)

第4条 総湯公園の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 総湯公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 加賀片山津温泉総湯(以下「総湯」という。)の利用の許可に関する業務

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、総湯公園の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(利用時間及び休業日)

第6条 総湯の利用時間及び休業日に関し必要な事項は、規則で定める。

(行為の制限)

第7条 親水広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 飲食物その他の物品を販売し、又は広告物若しくは宣伝ビラ等を配布し、若しくは掲示すること。

(2) 募金その他これに類する行為をすること。

(3) 業として写真又は映画を撮影すること。

(4) 興行を行うこと。

(5) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために親水広場の全部又は一部を独占して使用すること。

2. [前項](#)の許可の際、市長は、必要な条件を付することができる。

(行為の禁止)

第8条 総湯公園において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 総湯公園の施設、設備、器具等を損傷し、若しくは汚損し、又は滅失すること。

(2) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。

(3) 指定された場所以外に自動車及び自転車等の車両を停車し、又は駐車すること。

(4) [前3号](#)に掲げるもののほか、総湯公園の管理上支障のある行為又は支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、[第7条第1項](#)の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に付した条件を変更し、若しくは行為を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請によって行為の許可を受けたとき。

(2) 行為の許可の条件に違反したとき。

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。2. 市長は、[第7条第1項](#)の許可を受けた者が[前項](#)の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 [第7条第1項](#)の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第11条 [第7条第1項](#)の許可を受けた者は、市長に[別表第1](#)に定める額の使用料(以下「使用料」という。)を前納しなければならない。

(総湯の利用の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、総湯の利用を許可しない。

(1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) その利用が施設、設備、器具等を損傷し、若しくは汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(利用料金の納入)

第13条 総湯を利用しようとする者は、指定管理者に総湯の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。

2. 利用料金は、[別表第2](#)に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。3. [前2項](#)の規定にかかわらず、[旅行業法\(昭和27年法律第239号\)第3条](#)の規定による登録を受けた旅行者その他の事業者で、総湯の事業収益の増加に寄与すると市長が認めたものの取扱いによる総湯の利用については、当該事業者が、[別表第2](#)に定める利用料金の額に市長が定める割合を乗じて得た額を利用料金として前納しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を後納させることができる。

4. 3歳未満の者の利用料金は、無料とする。

(期間利用券等の交付)

第14条 総湯、加賀山代温泉総湯及び加賀山中温泉共同浴場(以下「三温泉」という。)を利用することができる期間利用券(以下「三温泉共通期間利用券」という。))は、三温泉を期間利用することができる料金(以下「三温泉共通期間利用料金」という。))を納付した者に1人1枚に限り交付する。

2. 総湯の定期利用券は、定期利用料金を納付した者に1人1枚に限り交付する。

(提示)

第15条 総湯を期間利用又は定期利用しようとする者は、利用の際、三温泉共通期間利用券又は定期利用券(以下「利用券」という。))を指定管理者に提示しなければならない。

(利用券の使用の範囲)

第16条 利用券の使用は、本人に限るものとし、他に貸与し、又は譲渡してはならない。

(再交付)

第17条 利用券を紛失し、若しくは遺失し、又は盗難にあったときは、その旨を届け出て再交付を受けることができる。

2. 利用券を損傷し、又は汚損したときは、これを提出して書替えを請求することができる。

3. [前2項](#)の場合においては、手数料300円を納入しなければならない。

(返納)

第18条 利用券の交付を受けている者が死亡したときは、直ちに届け出るとともに利用券を返納しなければならない。

(利用料金の収入)

第19条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(使用料等の減免)

第20条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2. 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第21条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

2. 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第22条 総湯公園を使用し、又は利用する者は、その責めに帰すべき事由により、総湯公園の施設、設備、器具等を損傷し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、相当金額をもって損害を賠償しなければならない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

(施行期日)

1. この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成24年規則第1号で平成24年4月21日から施行)

(片山津温泉総湯条例の廃止)

2. [片山津温泉総湯条例\(平成19年加賀市条例第13号\)](#)は、廃止する。

(市長による管理)

3. [第4条](#)の規定にかかわらず、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第11項](#)の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長が総湯公園の管理を行うものとする。4. [前項](#)の規定により市長が管理を行う場合においては、[第6条](#)(見出しを含む。)(中)「利用時間」とあるのは「使用時間」と、[第11条](#)(中)「以下」とあるのは「[第20条](#)及び[第21条](#)において」と、[第12条](#)の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、[同条](#)中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用」とあるのは「使用」と、[第13条](#)の見出し中「利用料金」とあるのは「総湯使用料」と、[同条第1項](#)中「利用しよう」とあるのは「使用しよう」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用に」とあるのは「使用に」と、「利用料金」とあるのは「総湯使用料」と、[同条第2項](#)中「利用料金」とあるのは「総湯使用料」と、[同条第3項](#)中「利用に」とあるのは「使用に」と、「利用料金」とあるのは「総湯使用料」と、[同条第4項](#)中「利用料金」とあるのは「総湯使用料」と、[第14条](#)の見出し中「期間利用券等」とあるのは「期間使用券等」と、[同条第1項](#)中「利用することができる期間利用券(以下「三温泉共通期間利用券」とあるのは「使用することができる期間使用券(以下「三温泉共通期間使用券」と、期間利用することができる料金(以下「三温泉共通期間利用料金」とあるのは「期間使用することができる料金(以下「三温泉共通期間使用料」と、[同条第2項](#)中「定期利用券」とあるのは「定期使用券」と、「定期利用料金」とあるのは「定期使用料」と、[第15条](#)中「期間利用又は定期利用」とあるのは「期間使用又は定期使用」と、「利用」とあるのは「使用」と、「三温泉共通期間利用券又は定期利用券(以下「利用券」とあるのは「三温泉共通期間使用券又は定期使用券(以下「使用券」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、[第16条](#)(見出しを含む。)(中)「利用券」とあるのは「使用券」と、[第17条](#)及び[第18条](#)中「利用券」とあるのは「使用券」と、[第19条](#)中「利用料金」とあるのは「期間を定めて管理の業務の一部の停止を命じたときは、利用料金の全部又は一部」と、「収受させる」とあるのは「収受させることができる」と、[第20条第2項](#)中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「総湯使用料」と、[第21](#)

第22項中「利用料金」とあるのは「総湯使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第22条中「使用し、又は利用」とあるのは「使用」と、別表第2中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用券」とあるのは「使用券」と、「利用しよう」とあるのは「使用しよう」と、「利用を」とあるのは「使用を」と読み替えるものとする。

附 則(平成23年12月20日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月26日条例第24号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成26年9月26日条例第46号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の加賀片山津温泉総湯公園条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年12月17日条例第36号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月13日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の加賀片山津温泉総湯公園条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月25日条例第4号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第11条関係)

使用料

区分	単位	金額
飲食物その他の物品を販売し、又は広告物若しくは宣伝ビラ等を配布し、若しくは掲示する場合	1件につき1日	550円
募金その他これに類する行為をする場合		
業として写真又は映画を撮影する場合		5,500円
興行を行う場合	加賀市行政財産使用料条例(平成17年加賀市条例第81号)を準用する。	
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合		

別表第2(第13条関係)

総湯利用料金

1 三温泉共通期間利用券の使用による利用料金

区分	三温泉共通期間利用料金		単位	利用料金
	半年期間	1年期間		
12歳以上	1人 3,000円	1人 6,000円	1人1回	150円
6歳以上12歳未満	1人 2,000円	1人 4,000円		50円
3歳以上6歳未満				無料

備考

- 年齢は、毎年度の初日を基準日とする。
 - 半年期間とは、4月1日から9月30日まで又は10月1日から翌年3月31日までをいう。
 - 1年期間とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。
 - 三温泉共通期間利用券の有効期限は、毎期間末とする。
 - 加賀山代温泉総湯又は加賀山中温泉共同浴場の定期利用券を提示した者の利用料金は、三温泉共通期間利用券の使用による利用料金とする。
- 2 定期利用券の使用による利用料金

区分	単位	定期利用料金
12歳以上	1人1期間	9,000円
6歳以上12歳未満		3,000円
3歳以上6歳未満		1,000円

備考

- 年齢は、毎年度の初日を基準日とする。
 - 期間とは、4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで、10月1日から12月31日まで、又は翌年1月1日から翌年3月31日までをいう。
 - 定期利用券は、定期利用しようとする者が期間の途中から当該期間の末日までの利用を希望する場合に、その期間に応じて交付することができる。この場合における利用料金の算定は、月割計算とする。
 - 定期利用券の有効期限は、毎期間末とする。
- 3 利用券の使用によらない利用料金
- 公共浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定に基づき石川県知事が定めた額
- 4 割引(回数券)使用による利用料金

単位	金額
11枚	前項に規定する利用料金に10を乗じて得た額